

調停事件の終了について

1 事件名

道路位置確認請求調停事件

2 当事者

申立人 中野区民

相手方 中野区

3 事件の経過

令和7年(2025年)2月 7日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

25日 調停申立書送達

4月 7日 調停不成立・終了

4 事案の概要

本件は、申立人が、同人が共有持分を有する土地に隣接する道路部分（以下「本件道路」という。）が建築基準法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に該当する理由について、相手方に説明を求めてきたが納得のいく回答がなされなかったなどと主張し、本件道路が同条第2項の指定を受けた道路であることの根拠について説明を求めたものである。

5 申立ての趣旨

申立人は、相手方に対し、本件道路について、建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路であることの根拠について説明を求める。

との調停を求める。

6 事件の終了

調停の不成立により本事件は終了した。